

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

1 概要

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引き上げられた。

これに伴う、地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費（※1）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充当する。

※1「社会保障4経費」

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

2 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予 算 科 目			内 容	予算額
6款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税 交付金	地方消費税交付金（社会保障財源）	776,000

歳出

(単位：千円)

予 算 科 目			事業費(※2)	財源内訳			社会保障財源の 地方消費税交付金 充当経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 高齢者福祉費	1,073,566	8,547	8,495	1,056,524	1,056,524
		2目 障害者福祉費	1,760,215	1,184,750		575,465	575,465
		3目 社会保障費	2,471,695	674,486	1	1,797,208	1,797,208
	2項 児童福祉費	1目 子ども政策費	2,120,219	1,567,380	90	552,749	552,749
		3目 医療助成費	670,643	181,484		489,159	489,159
	3項 生活保護費	1目 生活保護費	1,062,635	802,945		259,690	259,690
4款 衛生費	1項 保健衛生費	1目 健康づくり費	381,075	4,781	928	375,366	375,366
計			9,540,048	4,424,373	9,514	5,106,161	5,106,161

※2 歳出事業費は、扶助費事業、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金に要する経費、並びに愛知県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金及び運営費負担金に要する経費